

令和5年5月2日

保護者等の皆様

石川県立志賀高等学校  
校長 江上 雅宏  
( 公印省略 )

## 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について(お願い)

新緑の候、保護者等の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が5月8日より感染症法上の5類感染症に移行されることに伴い、学校保健安全法施行規則の改定および「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定もされることとなりました。主な改定内容と留意事項等は下記のとおりとなります。

今後も生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、感染症対策にご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### (1) 新型コロナウイルス感染症の出席停止の期間について

・「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

※ 無症状の感染者は、「検体を採取した日から5日を経過するまで」

※ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスク着用を推奨する。

#### (2) 濃厚接触者の取扱いについて

・5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなため、出席停止の対象ではなくなります。

#### (3) 感染が不安な場合の対応について

・地域や学校において感染が流行している場合、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情や、生徒自身が重症化リスクの高い基礎疾患患者であり、感染が不安な場合には、学校までご相談ください。

#### (4) 発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある場合について

・かかりつけ医等に受診していただき、主治医の判断・指示に従ってください。

その日のうちに受診された場合、感染症かどうか判明するまでは、出席停止とします。

##### ① 感染症と診断された場合

⇒ 出席停止となるため、受診届の提出をお願いいたします。その際、診療明細書または調剤明細書の写しを添付してください。

なお、受診届の提出がない場合には、欠席扱いとなりますので、ご注意ください。

##### ② 感染症ではないと診断された場合

⇒ 受診後、学校へ登校していただいても構いませんが、その際、マスク着用等、咳エチケットにご協力ください。次の日からは欠席扱いとなります。

##### ③ 発熱があり、早退となる場合

⇒ その日は出席停止とします。

かかりつけ医等に受診していただき、主治医の判断・指示に従ってください。

(裏面につづく)

## (5) 平時からの感染症対策

- ① 健康観察
- ② こまめな手洗いや手指の消毒
- ③ 咳エチケット
  - ・咳やくしゃみが出るときは、ティッシュやハンカチ、マスク、肘や袖の内側を使って、鼻や口を押える。
  - ・手のひらで咳やくしゃみを受け止めた時はすぐに手を洗う。
- ④ 換気の確保
- ⑤ 昼食時は食事前の手洗い、大声での会話などで飛沫を飛ばさないように注意
- ⑥ 抵抗力を高める
  - 「十分な睡眠」、「適度な運動」および「バランスの取れた食事」を心がける。
- ⑦ 混雑した電車やバスを利用する場合にはマスク着用を推奨
- ⑧ 清潔なハンカチ・ティッシュ、マスクの予備・ケースの持参

## (6) 感染流行時における感染症対策

- ・マスク着用（強要はしない）や身体的距離の確保、感染リスクが高いとされる学習活動には「近距離」「対面」「大声」での発声や会話は控えるなどの対策を講じる。

本校連絡先: Tel (0767) 32-1166